

《送付先変更対象書類》

※ 全ての項目において、今回非該当でも後日、該当となった場合は改めて届出が必要です。

※ 既に発送準備が整っている通知等に関しては、届出日によっては変更前住所に届いてしまうことがありますので、ご了承ください。

| | |
|-----------------|---|
| 国民健康保険 | <p>[国保年金課資格管理グループ（本庁舎1階）] 電話 0538-37-4833 FAX0538-37-4723</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格関係 対象者：国民健康保険被保険者本人、国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主 ⇒ 被保険者証、高齢受給者証 ・給付関係 対象者：国民健康保険被保険者本人、国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主（世帯主が亡くなった場合のご家族） ⇒ 高額療養費支給申請書、給付関係決定通知書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証 |
| 後期高齢者医療 | <p>[国保年金課賦課グループ（本庁舎1階）] 電話 0538-37-4863 FAX0538-37-4723</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格関係 対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定された方 ⇒ 被保険者証 ・給付関係 対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定された方（被保険者が亡くなった場合のご家族） ⇒ 高額療養費支給申請書、給付関係決定通知書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証 ・保険料関係 対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障害認定された方（被保険者が亡くなった場合のご家族） ⇒ 保険料額決定（変更）通知書、督促状、催告書等 |
| 生活保護 | <p>[福祉課生活相談グループ（iプラザ3階）] 電話 0538-37-4797 FAX0538-36-1635</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関係 対象者：現在、受給中の方 ⇒ 生活保護に関する全ての通知 |
| 福祉サービス 措置・在宅 | <p>[福祉課生活相談グループ（iプラザ3階）] 電話 0538-37-4797 FAX0538-37-1635</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法の措置関係 対象者：現在、措置されている方 ⇒ 措置開始（廃止）決定通知、徴収金決定（変更）通知書、徴収金納付書 <p>[高齢者支援課事業給付グループ（iプラザ3階）] 電話 0538-37-4869 FAX0538-37-6495</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービス関係 対象者：現在、サービスを受けている方 ⇒ サービス支給決定通知書、サービス利用負担徴収金納付書 |
| 障害福祉サービス | <p>[福祉課障害福祉グループ（iプラザ3階）] 電話 0538-37-4919 FAX0538-36-1635</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害手帳関係 対象者：既に認定されている方 ⇒ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害医療関係 対象者：現在、受給中の方 ⇒ 認定通知書、現況届、受給者証（重度障害者（児）医療受給者証、自立支援医療受給者証等） ・障害福祉サービス関係 対象者：現在、受給中の方 ⇒ 認定通知書、サービス支給決定通知書、受給者証 |
| 介護保険 | <p>[高齢者支援課介護保険グループ（iプラザ3階）] 電話 0538-37-4869 FAX0538-37-6495</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格・認定関係 対象者：第1号被保険者（65歳以上）、認定申請している第2号被保険者（40～64歳） ⇒ 被保険者証、負担割合証、要介護認定に係る期限更新のご案内、要介護認定関係通知、負担限度額認定証、 ・給付関係 対象者：要支援・要介護認定を受けている第1号、第2号被保険者 ⇒ 高額介護予防サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、住宅改修、福祉用具（販売・貸与）など、給付費に関する各種通知 ・保険料関係 対象者：第1号被保険者（65歳以上）⇒ 介護保険料の納付に関する各種通知 |
| 市税 | <p>[市税課 土地グループ（本庁舎1階）] 電話 0538-37-4809 FAX0538-33-7715</p> <p>①市県民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税の納税通知書、更正決定通知書、督促状、催告書、還付通知書等の各種通知の送付先変更</p> <p>※①市県民税 ②固定資産税については、別途、納税管理人の選任を依頼することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市県民税に関する事 ⇒ 市税課 市民税グループ ・固定資産税に関する事 ⇒ 市税課 土地・家屋グループ ・軽自動車税に関する事 ⇒ 市税課 課諸税管理グループ ・国民健康保険税に関する事 ⇒ 国保年金課 賦課グループ ・滞納や還付に関する事 ⇒ 収納課 |
| 市営住宅 | <p>[建築住宅課（西庁舎2階）] 電話 0538-37-4851 FAX0538-33-2050</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の家賃関係 対象者：現在、市営住宅に入居中の方 ⇒ 収入申告書、家賃等納付書、督促状等の各種通知 |
| 上下水道 | <p>[上下水道総務課（福田支所2階）] 電話 0538-58-3082 FAX0538-58-3123</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金 対象者：磐田市水道を利用されている方（簡易水道等を利用されている方は除く） ⇒ 水道料金の納付書等 ・下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、下水道事業受益者負担金・分担金 対象者：下水道・農業集落排水処理施設を利用されている方 ⇒ 下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、下水道事業受益者負担金・分担金の納付書等 |